

事業革新を行う中小企業のみなさま

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金

登録機関: 中小企業庁

目的

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

支援内容・支援規模

●中小企業者等が第四次産業革命に向けて、IoT・AI・ロボットを活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。

(補助上限:3,000万円、補助率:2/3)

●中小企業者等のうち経営力向上に資する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。(※)

(補助上限:1,000万円、500万円、補助率:2/3)

※雇用増(維持)をし、5%以上の賃金引上げについては、補助上限を倍増。

※最低賃金引上げの影響を受ける場合は補助上限をさらに1.5倍(上記と併せ補助上限は3倍)

募集期間

平成28年11月14日(月)～平成29年1月17日(火)[当日消印有効]

事業期間

交付決定日～平成29年12月29日(金)

交付決定日 小規模型の場合～平成29年11月30日(木)

お問い合わせ

鬼北町商工会 電話 0895-45-0813 FAX 0895-45-3200

全国中小企業団体中央会又は愛媛県中小企業団体中央会

http://www.chuokai.or.jp/hotinfo/28mh_koubo_2016nov-.html